

第一種フロン類充填回収業登録の廃業の手続きについて

第一種フロン充填回収業者は、以下に該当する場合、廃業した旨を届け出る必要があります。

①死亡した場合（個人）

届出人：その相続人

②法人が合併により消滅した場合

届出人：その法人を代表する役員であった者

③法人が破産手続き開始の決定により解散した場合

届出人：その破産管財人

④法人が上記②③以外の理由により解散した場合

届出人：その清算人

⑤県内において第一種フロン類充填回収業を廃止した場合

届出人：第一種フロン類充填回収業者であった個人又は第一種フロン充填回収業者であった法人を代表する役員

必要書類

第一種フロン類充填回収業者の廃業届

届け出期間

廃業等に至った日から 30 日以内

